

個人情報保護委員会（第175回）議事概要

- 1 日時：令和3年6月9日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、松本参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：官民データ活用推進基本計画（案）に対する意見について
事務局から、資料に基づき説明を行った。原案のとおり決定され、必要な
手続を進めることとなった。
本議題については、当該基本計画（案）が閣議決定前の段階のものである
ことから、閣議決定後に別途資料を公表することとなった。
 - (2) 議題2：事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査に
ついて（概要）
事務局から、資料に基づき説明を行った。
浅井委員から「今回の調査結果は、海外への業務委託の一般化やビジネス
モデルの複雑化が進む中、個人情報の越境移転の実態とリスクの一端を示
している。越境移転後、移転元に対して、移転先における個人データの取扱
状況等の定期的な確認を求めるなど、来年から施行される改正個人情報保
護法は、これらのリスクへ対応する規律が含まれる。引き続き、課題の分析
を進め、事業者の対応を促すとともに、改正法の施行に万全を期すことの重
要性を改めて認識する」旨の発言があった。
丹野委員長から「今後、委員会としても、事業者による情報提供の参考と
なるよう、外国の制度について一定の情報をとりまとめて公表し、改正法の
内容についても、委員会から丁寧な周知広報活動を行うなど、改正個人情報
保護法の円滑な施行に努めていきたい。事業者においては、令和2年改正個
人情報保護法の施行に間に合うように、必要な準備を進めることを改めて
求めたい」旨の発言があった。
 - (3) 議題3：LINE（株）事案の改善状況報告等について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
梶田委員から「今回の改善策の一つとして、利用者に分かりやすい通知を
行うというものがあったが、近時、LINE株式会社のデータ管理のスケジ

ルールに関して、利用者への説明が不足していたとの公表がなされたところである。個人情報保護法の個別の義務に関わるものではないものの、利用者が求める情報を適切に提供し説明することは、個人情報を適切に取り扱う上で重要であり、しっかり対応してほしい」旨の発言があった。

丹野委員長から「LINE株式会社が、行政指導に対応して改善策を検討・実施していることが分かった。現在も調査は継続しているが、改善策についても、その実施が確実に確認されるまで、引き続きフォローアップを行っていきたい。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか」という旨の発言があり、各委員の了承を得て、本議題については、公表することとなった。

以上